

査読手続きに係る内規

2017年2月7日

1. 査読者の資格

査読者は、原則として、地域経営学会の正会員でなければならない。

2. 査読者の決定と査読依頼

- (1) 編集委員会は、投稿原稿の内容を考慮して査読者3名を選定する。
- (2) 編集委員会は、地域経営学会の正会員に査読の適任者がいないと判断した場合には、外部の専門家に査読を依頼することができる。
- (3) 編集委員会は、回答期限を設けて査読者に査読を依頼する。

3. 査読結果の報告と掲載対象の決定

- (1) 査読者は、指定された期日までに査読結果およびその判断の理由を文書にて編集委員会に報告する。また、編集委員会は、投稿者に対して、査読者の指摘事項を伝達し原稿の修正を依頼する。なお、この過程は、必要に応じて複数回設けることができる。
- (2) 編集委員会は、投稿原稿の査読結果を参考にして掲載の可否について決定する。ただし、投稿時期及び査読期間の関係から、投稿原稿の学会誌掲載年度が、本学会における報告年度と異なることも可能とする。査読論文で学会報告がなされていない場合は、学会誌掲載前または学会誌掲載後に必ず学会報告をしなければならない。

4. 掲載数の調整

編集委員会が掲載を可とする投稿原稿が掲載可能数を超過する場合は、編集委員会で調整する、

附則 本内規の改廃は、編集委員会の過半数により行う。